

保健所長 殿

病院名（診療所名）

所在地
電話番号

管理者氏名

印

診療用放射線照射装置備付届

次のとおり診療用放射線照射装置を備え付けるので、医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第26条の規定により届け出ます。

1 診療用放射線照射装置に関する事項		
製 作 者 名		
型 式		
装備する放射性同位元素の種類		
装備する放射性同位元素の数量（ベクレル）		
2 診療用放射線照射装置を使用する医師，歯科医師又は診療放射線技師に関する事項		
氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴
3 予定使用開始時期		年 月 日
4 診療用放射線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 (□については，該当する項目を■で表示すること。)		
放射線源収納容器（照射口閉鎖時）の空気カーマ率が70マイクログレイ/時以下になるしゃへい（線源から1メートル）		□有・□無
照射口に適切な二次電子濾過板		□有・□無

診療用放射線照射装置の用途・用法	核医学撮像装置の吸収補正用線源として使用	放射線防護に必要な防護衝立等による被ばく線量を低減するためのしゃへい物	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	防護衣の着用	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	患者の体内に挿入して治療を行うために使用（別記1）					
	体外照射による診療その他	診療用放射線照射装置使用室の室外から遠隔操作によって開閉できる照射口の構造			<input type="checkbox"/> 該当・ <input type="checkbox"/> 非該当	
		照射室の出入口にインターロックの設置			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
5 診療用放射線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 （□については、該当する項目を■で表示すること。）						
主要構造部並びにその場所を区画する壁及び柱		耐火構造 不燃材料を用いた構造 その他				
1週間当たりの実効線量が1ミリシーベルト以下になるようなしゃへい		天井の外側	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	周囲の外側	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		床の外側	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	窓の外側	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
診療用放射線照射装置使用室の防護物の概要	しゃへい物		構造, 材料, 厚さ			
	しゃへいを設ける場所					
	天	井				
	床					
	周囲の画壁等	(東)				
		(西)				
		(南)				
		(北)				
		監視用窓				
出入口の扉						
その他の開口部						
出入口		通常出入口	箇所・非常口	箇所		
		放射線発生を自動的に表示する装置		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
診療用放射線照射装置使用室である旨の標識				<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
診療用放射線照射装置使用室内でのエックス線装置の使用	<input type="checkbox"/> 無					
	<input type="checkbox"/> 有	移動型透視用エックス線装置・ <input type="checkbox"/> 左以外				
		エックス線装置の用途	診療用放射線照射装置の放射線対外照射部位の決定 診療用放射線照射装置の患者体内挿入部位の決定 その他			
診療用放射線照射装置使用室内での診療用放射線照射器具の使用				<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
6 診療用放射線照射装置及び診療用放射線照射装置使用室等の放射線障害に関する予防措置の概要 （□については、該当する項目を■で表示すること。）						
診療用放射線照射装置の使用の場所等の制限						
診療用放射線照射装置使用室						
特別の理由によりエックス線診療室において使用						
診療用放射線照射装置の患者体内挿入の際の挿入部位の位置確認にエックス線装置を使用（別記2）						
その他						

		特別の理由により診療用放射性同位元素使用室において使用		
		診療用放射性同位元素の投与患者の画像診断の精度を高めるため、診療用放射線照射装置を核医学撮像装置の吸収補正用線源として使用（別記3）		
		その他		
		特別の理由により陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室において使用		
		陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の投与患者の画像診断の精度を高めるため、診療用放射線照射装置を核医学撮像装置の吸収補正用として使用		
		その他		
放射線障害防止に必要な注意事項の揭示	患者に対するもの			有・無
	従事者に対するもの			有・無
診療用放射線照射装置を体内挿入治療中の患者からの当該診療用放射線照射装置が脱落した場合に伴う適切な措置				有・無
管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり		
	境界における外部放射線の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置			有・無
	管理区域である旨の標識			有・無
	立入制限措置			有・無
敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置				有・無
放射線診療従事者等の被ばく防止	放射線測定器	フィルムバッチ・ポケット線量計・TLD・アラームメータ・その他（ ）		
	次のいずれかの措置	しゃへい壁その他のしゃへい物を用いることによる放射線のしゃへい		有・無
		遠隔操作装置又は鉗子を用いることその他の方法による、診療用放射線照射装置と人体との間に適当な距離を設ける措置		有・無
		人体が放射線に被ばくする時間を短くすること		有・無
入院患者の被ばくする放射線（診療によるものを除く。）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置				有・無
放射線治療を受けている患者以外の者が被ばくする実効線量が1.3ミリシーベルト/3月を越えるおそれ	無			
	有	放射線治療患者の適当な標示		有・無

- (注)1 診療用放射線照射器具1個につき当該様式1部を提出すること。
2 □欄には該当するものを■で表示すること。
3 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射装置使用室等の平面図及び側面図を添付すること。
4 診療用放射線照射装置使用室等は、照射方向、発生管から天井、床及び周囲の画壁外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。
5 管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を平面図中に記入すること。
6 診療用放射線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の放射線診療に関する経歴欄には、次の事項を記載すること。
(1) 医師、歯科医師又は診療放射線技師の卒業学校、卒業年度
(2) 免許証番号、免許証取得年月日
(3) 入職年月日（放射線関係科配属年月日）
7 漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格A列4番）又はしゃへい計算書を添付すること。